

構造改革特別区域計画書

1 構造改革特別区域計画の作成の名称

岡山県久米郡久米南町

2 構造改革特別区域の名称

「川柳とエンゼルの里」農地活用推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山県久米郡久米南町の全域

4 構造改革特別区域の特性

久米南町は、岡山県のほぼ中央に位置し、県都岡山市中心部から国道53号線を北に約40km、津山市から南へ約20kmに位置している。また、東は久米郡柵原町及び赤磐郡吉井町に、南西は御津郡建部町に、北は久米郡中央町に接し、東西約9km、南北約11.5kmで、総面積は78.60km²である。ほぼ、中央を旭川の支流誕生寺川が南流して、その川に沿って細長い谷底平地が伸び誕生寺川に流入している。支流の全間川、塩之内川沿いにも暖傾斜をなす狭長な平地が見られるが、それ以外は、誕生寺川の東西も急傾斜地の谷壁が迫り、その上には比較的平坦な高原面が開けている。この部分は台地状をなしており、多くの小谷があるが、吉備高原の一部である。標高は100mから500mと高低差があり典型的な山間丘陵地である。

本町は、豊かな自然と歴史と伝統のある文化財など多くの観光資源に恵まれているが、PR不足、観光ルートの未整備などから活用が十分ではない。

誕生寺へは、県外からも多くの参拝客が訪れるが、滞在はお寺のみで周辺への波及効果はあがっていない状況である。また、道の駅「くめなん」へは多くの皆さんが訪れるが、ほとんどが青空市へ立ち寄るのみで久米南町の観光拠点にはなっていないのが現状である。

宿泊施設としては「リゾートセンター治部邸」と「久米南美しい森キャンプ場・ビジターセンター」があるが、近年県内に同様な施設ができており利用客は減少している状況である。

観光資源の有効活用として、単なる宿泊ではなく、体験型・観光型への移行を考えている。例えば、久米南町美しい森では、椎茸の菌打ち・収穫体験会、竹細工体験等を実施し、リゾートセンター「治部邸」では、ぶどうの作業体験、田植え・稲刈り体験会など地域住民との交流も図れる特徴ある体験可能型施設への移行により利用者の増加を目指す。

こういった中、各地域においては日本棚田百選に選ばれている水田を利用して



「田んぼの学校」の様子

「田んぼの学校」として、地元小学生により田植えから稲刈りまでの体験会及び有機無農薬栽培を行っている「初村セーフティライス倶楽部」が、都市住民等を招待して消費者体験会を実施している。こうした体験会を開催することにより、都市住民の農業への関心が深まり、いわゆる U ターンの要望も増え、近年では兵庫県から 1 世帯、大阪府から 2 世帯が転入している。また、退職後生地へ戻って小規模の農業を行いたいという U ターン希望者も増えている。

ほとんどの場合は農地を取得しようとしても、農地取得の下限面積要件を満たすことが困難であることから、農地の購入は不可能であることを説明して理解を得ているのが現状である。このような問い合わせは過去には年間 1、2 件であったが、近年では「田舎暮らし」のブームにより多数問い合わせがあり、都市部住民による田舎での生活のニーズの高まりが伺える。

本町の農家の大半は中規模兼業農家であり、平成 12 年（農林業センサス）の農家戸数 8 5 8 戸のうちの専業農家は 2 4 7 戸、一戸当りの平均経営耕地面積も 8 0 a 程度となっている。

本町の基幹産業は農業であるが、近年農業従事者の高齢化、後継者不足などから農地が荒廃し、耕作放棄地が増加している。（平成 12 年 耕作放棄地率 12.6%）

また、主要作物である米の価格低迷等から、農業所得は他産業と比較して低いものとなっている。流通体系の多様化から特産物の推進、農産物の加工品開発を行い安定した農業経営の推進が必要である。

本町における専兼業農家数の推移（表 1、図 1）を見ると平成 12 年における専兼別農家構成は、昭和 5 0 年と比較してみると、高齢化により専業農家数は増加しているが、高齢者専業が多く農業の弱体化が進んでいる。

経営耕地面積（表 2）は、耕作放棄地（表 3）の増加等により減少してきている。反面、高齢化等で農地の賃貸借（表 4）は、増加の傾向が見られる。

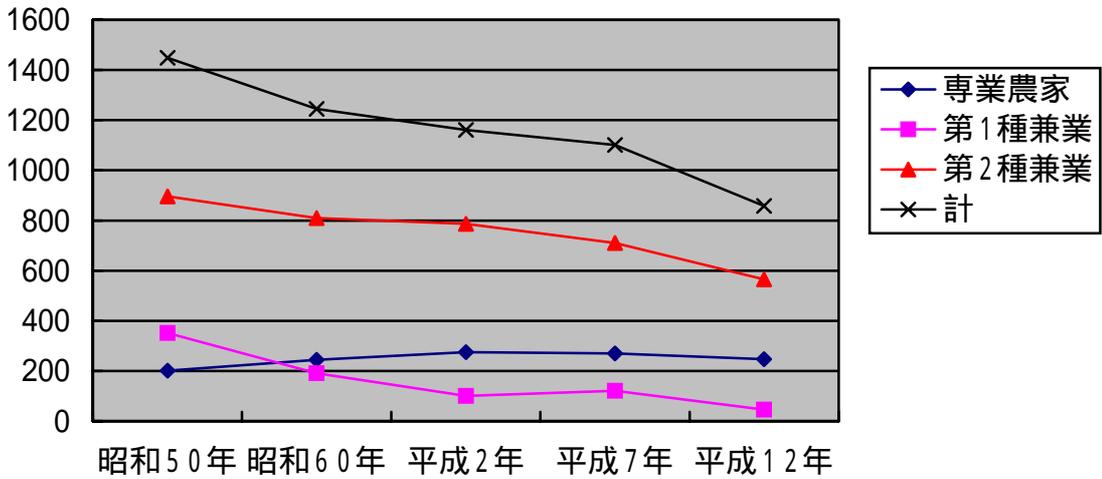
（表 1）専兼業別農家数の推移

（単位：戸）

区 分	昭和 5 0 年	昭和 6 0 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 1 2 年
専業農家	2 0 1	2 4 4	2 5 1	2 2 7	2 4 7
第 1 種兼業	3 5 1	1 9 1	9 9	1 1 5	4 6
第 2 種兼業	8 9 6	8 1 0	6 9 6	6 2 6	5 6 5
計	1 , 4 4 8	1 , 2 4 5	1 , 0 4 6	9 6 8	8 5 8

（農林業センサス）

(図 1) 専兼業別農家数の推移



平成12年については、販売農家の専・兼業別である。

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家

(表 2) 経営耕地面積の推移

(単位 : h a)

区 分	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
経営耕地 面 積	1,275.25	1,233.60	1,136.85	1,139.85	944.87	911.55
内 訳	田	1,113.99	1,061.86	999.66	988.06	844.97
	畑	136.81	134.80	128.09	115.58	106.11
	樹園地	24.45	36.94	38.43	36.21	43.79

(農林業センサス)

(表 3) 耕作放棄地の状況

(単位 : h a)

年 次	農家数	面 積	内訳(田)	(畑)	(樹園地)
平成7年	381	88.62	71.04	17.06	0.52
平成12年	452	131.95	105.76	24.05	2.14

(農林業センサス)

(表 4) 耕地借入農家数・面積の状況

(単位 : h a)

年 次	農家数	面 積	内訳(田)	(畑)	(樹園地)
平成7年	297	111.85	96.96	13.14	1.75
平成12年	316	123.87	105.86	15.52	2.49

(農林業センサス)

本町の農業形態は、水稻・きゅうり・いちご・ぶどう・葉たばこ・畜産等を基幹作物とした複合営農体系がほぼ成り立っている。しかし、同一土壌での栽培による連作障害の発生と高齢化、後継者不足などによりその面積も徐々に減少しており、耕作放棄地対策と新規作物の導入が早期の課題となっている。

また、水稻は基幹作物であり全農家において作付けされているが、米価の低迷と受給調整により厳しい経営状態にあり、水田では将来の耕作放棄地予備軍とも言える農作物が何も栽培がなされていない「自己保全管理地」が全町で相当数見られており今後も増加するものと考えられる。

耕作放棄地の防止と農地の持つ多面的機能の保全を目的として、平成12年度から中山間地域直接支払交付金制度を活用し、水稻等を対象に集落営農を推進するとともに、共同利用の農機具購入に対して助成措置を講じて高齢者世帯等の耕作放棄の防止に取り組んでいるが、5年間の制度で終了が目前となっており、継続的な取り組みがなければ耕作放棄地対策の現状維持は困難である。

その他、農用地利用集積事業として農業委員会による農地の利用権設定を推進しているが高齢者と担い手不足のため受け手農家が減少しており、町外農家と利用権を設定している農家もあり効率的な活用には至っていないところである。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町では、農業者の高齢化や消費者ニーズの多様化に対応し、安定的な農産物の生産・供給体制を整備するため、都市農村交流に注目し農村・農業の活性化を図りつつある。しかし、農業者の高齢化や労力不足による耕作放棄地の増加には歯止めがかかっておらず、担い手の状況等から推察すると、10年後には現在の約2倍になることも予測され、放置すれば農業生産に多大な影響を及ぼす可能性がある。

担い手が減少する中で、従来どおり農業振興策を進め、町内農業者のみでこれらの問題を解決することは困難であり、特区を活用した新規就農者の確保や農地保全活動を推進することが必要である。この取り組みによって、町内非農家による農地利用は進むことはもとより、町外からの新規就農についても農地下限面積要件の緩和で小面積からの農業経営が可能になる。このことにより、農地の確保や就農資金の調達が今までに比べて容易になり、新たな担い手の確保に大きな効果が期待される。

また、農作業を行いながら田舎暮らしをしたいというニーズにも対応できるため、耕作放棄地の有効活用や都市農村交流の促進につながるとともに、ひいては地域農業の活性化に結びつくものと期待される。

日本棚田百選「北庄棚田」



本町には、「日本の棚田百選」に認定された棚田が2ヶ所あり、こうした景観を将来的に守っていく上にも、大きい意義があるものと考えている。

6 構造改革特別区計画の目標

(1) 耕作放棄地の解消及び農業粗生産額の向上

高齢化、労働不足を主要因とする耕作放棄地が増加する中で、現在の農業者だけではこの問題の解決が困難であることから、特区を活用して農地取得下限面積要件の緩和に取り組み既存の農業者だけでなく新たな農地の担い手を確保し、農地の有効活用を進める。この取り組みを行うにあたっては、耕作放棄地の現状やその流動化について詳細な実態調査を行うことによりその実効性を高めることにしている。

また、特区の取り組みにより小規模経営農家の増加が予想されるため、小面積で一定の収益が得られる新たな作物の生産振興も欠かせない。

基幹作物である水稲については、米政策改革大綱が打ち出され、地域独自の米政策が今後一層求められる状況にあることから、特色ある水稲の生産及び山間谷間部に集中した遊休農地の解消策として、恵まれた清水と有機減農薬栽培によるブランド米の生産を振興する。

野菜・果樹については、現在岡山県においてピオーネの1,000ha栽培目標があり、本町では24haの栽培を目標に推進している。この特区を活用して、水稲を主幹とした既存農家と果樹や野菜など小規模経営の新規就農者が連携し土地利用調整を推進する。そして、従来の水稲を基幹とした農業から、農地の流動化による遊休農地の効率的利用を進め、地形の高低差を利用した多品目栽培が可能であることから、果樹類を中心に栽培の振興を図るとともに、栽培の比較的容易でコストがかからないブルーベリー等を振興の対象とする。これらの作物の生産振興を図ることによって、耕作放棄地の解消と農業粗生産額の向上を目指す。

(2) 都市住民等の定住化促進と農村の活性化

今日における社会生活は大変便利で豊かなものになった反面、コンクリートに囲まれた環境の中では土、水の匂いや感触、せせらぎの音といった日常生活に欠かせない癒しの部分が失われ、生活に潤いが求められている。このため多くの都市住民の間には自然が満ち溢れ、生きていることが実感でき、地域住民の温もりが感じられる農山村への期待が高まっている。また、退職後は田舎に暮らしたい、農林漁業にたずさわりたいと希望する人が年々増加するなど、都市住民の田舎暮らし志向が高まっている。こうした傾向が、定住希望につながると思われるが、このような要望に対応するため特区による農地流動化を進めるとともに、定住希望者等に対して農村型リゾートセンター治部邸等を活用した宿泊体験を行い、収穫した新鮮野菜を調理して食べる「地産地消」の魅力を認識してもらうほか、耕作放棄地を斡旋することによって定住化の促進ひいては地域の活性化を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

今回の特別区域の実施により、初年度では0.6ha、5年後には3.0haの耕作放棄地の解消が見込まれ、農地の多面的機能と農村風景の維持保全につながり、この取り組みにより地元農業者の意識改革が進み、新規作物の作付け拡大や生産意欲の向上につながるものと期待される。

また、収益性の高い作物の生産振興を図ることによって、平成20年には農業粗生産額が増加することが見込まれる。

さらに、特例措置によって農地の取得が容易になることから、町内非農家や転入希望者を新たな担い手として位置づけることで、平成20年には15人の就農者確保を見込んでいる。これに関連して、定住化を促進することにより人口の確保と集落機能の維持向上が図られ、新たな労働力への発展にもつながるなど、社会的効果が期待できる。

その他、町のイメージアップと観光宣伝を図るため遊休農地等に景観作物としてコスモス、レンゲ、ヒマワリ、はすの花等を植え付けし、農山村の原風景として定着させる。このことにより現在の交流人口が増加するものと予測される。また交流人口の増加に伴い地元農産物の消費拡大、売上増加などにも効果が期待でき、販売額も増加するものと予測され、地域全体に及び相乗効果として全体の売上増加が見込まれ、多様な経済的効果が期待される。



休耕田を利用したひまわり畑

8 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

岡山県農業特区等活用推進モデル事業

農業者の高齢化・減少に伴い耕作放棄地が増加傾向にあり、その地域の農業者だけでは農地の有効活用とその保全が困難な中で、多面的機能を有する農地の保全を図るため、農地の担い手として定年帰農者や趣味的農業を求める農外者が農地を活用できるよう、農地の有効活用とその保全を推進しようとする市

町村の行う、遊休農地の紹介や、栽培技術の指導などを県が支援する。

【主な事業内容】

準備事業

（貸付可能遊休農地等の調査及びリスト化、空家等家屋情報リスト化等）

農作業体験啓発事業

（農作業体験の実施、パンフレットの作成、都市住民等意向調査、
先進事例調査）

農作業等実践支援事業

（都市住民等に対する農地の提供、巡回指導・技術指導を行うための農業
インストラクター等の設置）

別紙

1 特定事業の名称

1006 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による
農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において農地等の権利を取得し、農地等を有効活用して営農を継続する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画の認定日

4 特定事業の内容

都市農村交流事業の実施と遊休農地の活用を図り地域農業の活性化、農業振興を推進するために特定事業を導入する。

特定事業により農地取得に係る下限面積が従来から緩和され小面積での農地取得が可能とることから都市住民、定年帰省者などによる農地の権利移動を進めていく。また、これに関連して以下の事業に取り組むことで構造改革特区の効果を十分発揮させる。

岡山県農業特区等活用推進モデル事業

農業者の高齢化・減少に伴い耕作放棄地が増加傾向にあり、その地域の農業者だけでは農地の有効活用とその保全が困難な中で、多面的機能を有する農地の保全を図るため、農地の担い手として定年帰農者や趣味的農業を求める農外者が、農地を活用できるよう農地の有効活用とその保全を推進しようとする市町村が、遊休農地の紹介や、栽培技術の指導などを支援する。

【主な事業内容】

準備事業

(貸付可能遊休農地等の調査及びリスト化、空家等家屋情報リスト化等)

農作業体験啓発事業

(農作業体験の実施、パンフレットの作成、都市住民等意向調査、先進事例調査)

農作業等実践支援事業

(都市住民等に対する農地の提供、巡回指導・技術指導を行うための農業インストラクター等の設置)

5 当該規制の特例措置の内容

本町における耕作放棄地の増加は深刻（平成12年 耕作放棄地率 12.6%）でその範囲は全町域におよんでおり、地域或いは農家のみでの耕作放棄地の解消は極めて困難な状況に置かれている。手立てをせずこのまま推移すれば本町農業に重大な影響を及ぼし、農地の持つ多面的機能が失われることにより様々な弊害も生まれる恐れがあり、まだ影響の少ない今こそ有効な活用施策を見出して将来に向けての準備が必要と考えられる。

本地域内における農地の利用状況は、水稻（468.6ha）を中心とした営農がなされ、生産調整による転作田では豆類（80.5ha）、野菜（40.9ha）、花き・花木（10.5ha）、果樹（2.3ha）等、多種多様の作付けが行われ農業生産活動を支えている。

しかし今の農業は60歳以上の高齢者で支えられており、後継者がいない農家も少なくなり、農家数の減少も顕著に見られる。平行して農地の遊休化も進み、早急に対策を講ずる必要がある。農業者の高齢化については、耕作放棄地の増加と併せて今後も加速するものと考えられ、効率的利用を図る必要がある農地が将来的には相当程度発生するものと判断する。（表5）

（表5）耕作放棄地と高齢化の推移

区分 \ 年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	備考
農家人口	4,298	3,856	3,481	
65歳以上農家人口	1,118	1,261	1,384	
/	26.0%	32.7%	39.8%	
耕作放棄地	31.1ha	88.6ha	131.9ha	

（農林業センサス）

本町の認定農業者は現在41名で内18名は60歳以上の高齢者になっている。経営形態は何れも水稻を中心とした果樹又は野菜を併せた複合型である。しかし農業所得のみでの生活は困難となっている。また農地利用集積などによる規模拡大にも意欲がなく、認定農業者としての優遇措置などが活用されていないのが現状であり、再認定にも意欲的でない農家も見られるところである。

以上の考察から農地取得に係る下限面積を引き下げが「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない」と判断する。（農業者の数及びその平均的経営面積を表に記載表6。）

今回の特区認定は、農業に関心があれば小規模な面積でも農地の取得が可能であり、「農地を守る」あるいは「維持していく」という中での一つの手段として非常に重要な施策といえる。遊休農地の発生は区域内全域にわたっている。新規就農希望者に対する農地の権利移転が小規模で行えるため、経費面で軽減にもつながり、また都市部からの転入者等にも農地斡旋が容易に出来ることなどを踏まえて、農業委員会の意見聴取を行い現在50a以上（一部の地域を除く（30a以上））となっている農地取得後における下限面積を特例措置により10a以上に緩和することとした。

今後の営農形態は本地域の農地の保有形態及び担い手の状況から、将来的にも現状の水稻を主流としてプラス小規模の果樹経営・野菜経営といった複合型が主体となるものと考察される。その中で高齢化による農地維持は極めて困難な状況が続くことは明白であり、当然耕作放棄地の増加も考えられるため早急な課題となっており、本町がその先駆けとして特区の認定を申請する。

本特区の特例により許可を受ける者としては、地域外からの転入移住者約10名、地域内での権利移動者約5名など計15名が見込まれる。

本特区の許可後において、特例措置により権利移動を予定している者が1名特定されている。

（表6）農家戸数及び経営規模別内訳

	総戸数	専業兼業別内訳			経営耕地規模別内訳				
		専業	第1種 兼業	第2種 兼業	0.5ha 未満	0.5～ 1.0ha	1.0～ 1.5ha	1.5～ 2.0ha	2.0ha 以上
平成2年	1,046	251	99	696	143	417	293	113	80
平成7年	968	227	115	626	153	433	228	95	59
平成12年	858	247	46	565	145	360	202	98	53

（農林業センサス）